

■三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(主な改正内容) 道路交通法の一部改正に鑑み、運転免許に係る講習等の手数料の改定
2022年5月13日以降に、70歳(免許満了日現在)以上の高齢者が運転免許証を更新する場合適用されます。
尚、免許満了日は、誕生日の1か月後(5月20日生まれの方は、6月20日)です。

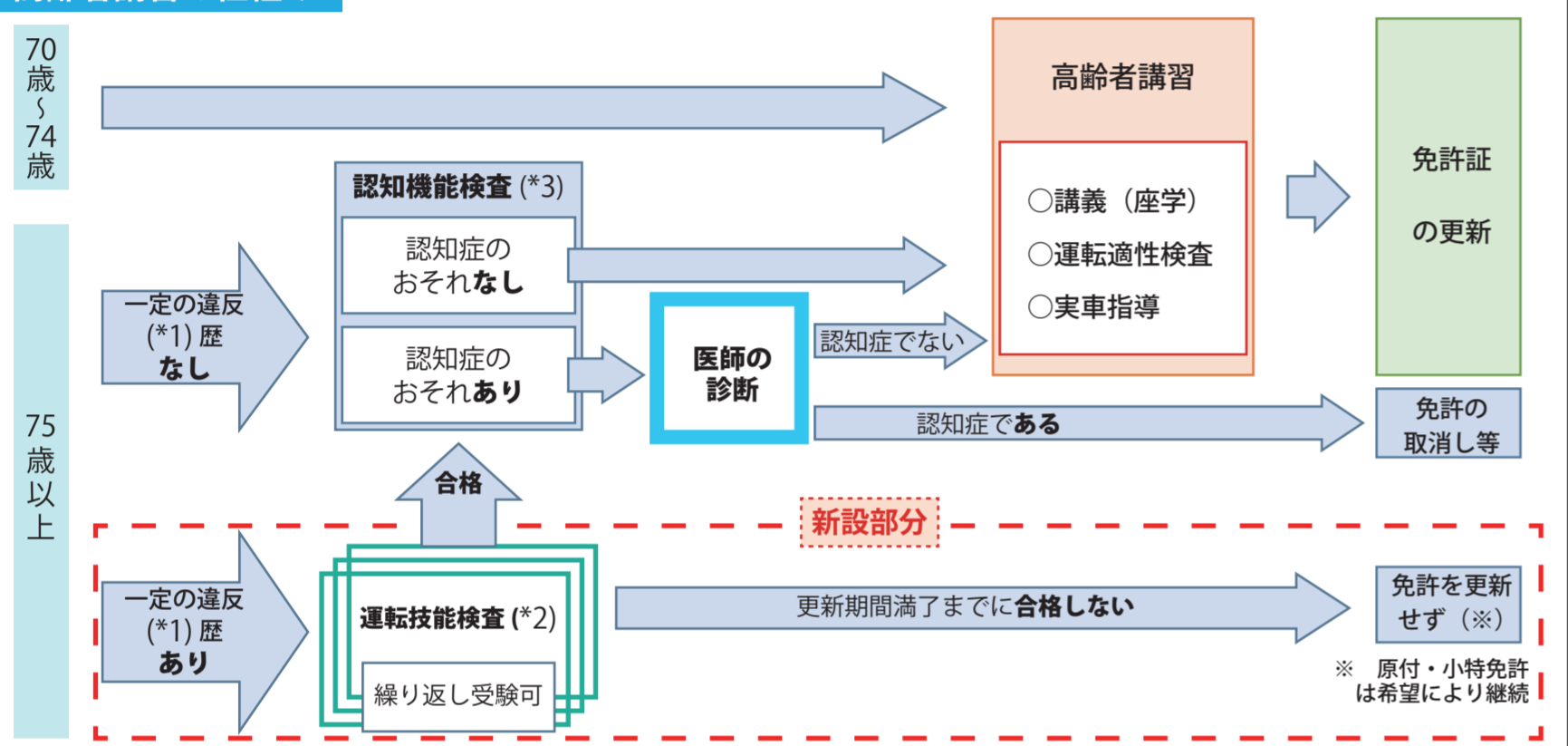
大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許を受けている方の場合

- ・70歳から74歳 高齢者講習(6,450円)=6,450円
- ・75歳以上(一定の違反歴なし) 認知機能検査(1,050円)+ 高齢者講習(6,450円)=7,500円
- ・75歳以上(一定の違反歴あり) 運転技能検査(3,550円)+ 認知機能検査(1,050円)+ 高齢者講習(2,900円)=7,500円
(但し、運転技能検査不合格の場合は、1回につき3,550円追加)

2022年5月13日より高齢者講習に運転技能検査が導入されます。

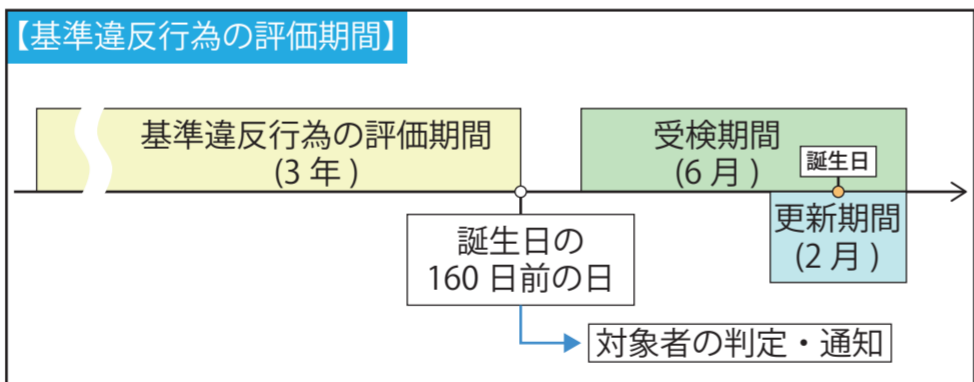
- 高齢運転者の運転免許証の更新制度の見直し
- ・75歳以上で一定の違反歴(*1)のある者は、運転免許証更新時に運転技能検査(*2)を受検しなければならない。
- ・検査の結果が一定の基準に達しない者には、運転免許証の更新をしない。

高齢者講習の仕組み



*1 運転技能検査の対象となる一定の違反行為(11種類)

- 信号無視
- 通行区分違反(逆走等)
- 通行帯違反等(追い越し車線長時間走行等)
- 速度超過
- 横断等禁止違反(Uターン等)
- 踏切不停止等・遮断踏切立入り
- 交差点右左折方法違反等
- 交差点安全進行義務違反等
- 横断歩行者妨害等
- 安全運転義務違反(前方不注意等)
- 携帯電話使用等



尚、運転技能検査の対象となる違反対象期間は、免許更新直前の誕生日の160日前から3年以内です。

*2 運転技能検査

普通自動車で幹線コースと周回コースを指定速度での走行や、交差点の右左折、段差の乗り上げを実施し、運転操作の能力、交通法規を遵守して運転する能力、他人に危害を及ぼさない速度と方法で運転する能力などを採点する。100点満点の減点方式で得点が70点以上(二種免許は80点以上)で合格となります。赤信号無視等は、即不合格となります。尚、不合格でも検査は繰り返し受検が可能です。

*3 認知機能検査

記憶力や判断力を測定する検査で、時間の見当識、手がかり再生、時計描画という3つの検査項目について、検査用紙に記入して行います。認知機能検査は、公安委員会(警察)又は委託された教習所等で受けることができます。検査の実施は、約30分ほどで終わります。

検査は、検査の実施方法について講習を受けた検査員の説明を受けながら進みますので、特別な準備は不要です。具体的には、次の3つの検査項目を受けます。

- ① 時間の見当識 検査時における年月日、曜日及び時間を回答します。
- ② 手がかり再生 一定のイラストを記憶し、採点には関係しない課題を行った後、記憶しているイラストをヒントなしに回答し、さらにヒントをもとに回答します。
- ③ 時計描写 時計の文字盤を描き、さらに、その文字盤に指定された時刻を表す針を描きます。36点以上で「認知症のおそれなし」となります。

■三重県地域経済復活支援金 23億1,030万8千円

まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等により影響を受けた、三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等の支援のために創設

三重県地域経済復活支援金

対象事業者 まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響を受けた、三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等

※「三重県内に本店又は主たる事業所を有する」とは、法人の場合は、登記上の本店又は本社(その所在地が確定申告書における納税地であるもの)が三重県内にあることを、個人の場合は、本人の住所地にかかわらず、事業を行う事業所(その所在地が確定申告書における納税地であるもの。ただし、三重県内にのみ事業所を有する場合には、その所在地が確定申告書における納税地であるか否かは問わない)が三重県内にあることをいいます。

主な支給要件 2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、2019年1月～3月、2020年1月～3月、2021年1月～3月のいずれかの期間の同月と比べて30%以上減少

基準期間 2019年1月～3月、2020年1月～3月、2021年1月～3月のいずれかの期間

対象月 2022年1月～3月のいずれかの月

支給額算出式 基準期間の売上合計 - 対象月の売上 × 3 - 事業復活支援金 × 3/5

支給上限額 中小法人等 上限30万円、個人事業者等 上限15万円

特記事項 国の「事業復活支援金」を併せて利用できます。

「事業復活支援金」ホームページ: https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/

「事業復活支援金」申請相談窓口 TEL: 0120-789-140

問い合わせ先 三重県地域経済復活支援金事務局 TEL: 059-224-2838 (平日の9時から17時 ※土日祝日は除く)

掲載 Web ページ https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00041.htm

(参考) 事業復活支援金(国)

主な支給要件 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間の同月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少

基準期間 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間

対象月 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

支給額算出式 基準期間の売上合計 - 対象月の売上 × 5

支給上限額 下記のとおり

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高(※) 1億円以下	年間売上高(※) 1億円超5億円以下	年間売上高(※) 5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※年間売上高 比較した基準期間の対象月を含む事業年度の年間売上高

支給額計算事例

例)2021年度1月(2022年1月)の売上が、2018年度～2020年度の売上より30%以上50%未満減少した場合

事業収入	11月	12月	1月	2月	3月	11月～3月合計	1月～3月合計
2018年度～2020年度の該当年度	800	1,000	1,100	900	1,000	4,800	3,000
			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)
2021年度	800	900	700	1,000	700	4,100	2,400
			(f)				

	事業復活支援金(国)		三重県地域経済復活支援金		合計
	(d)-(f)×5	上限(g)	上限(h)	(g)+(h)	
個人事業者	4,800-700×5=1300⇒	30	3,000-700×3-30×3/5=882⇒	15	45
法人	年間売上高1億円以下	60	3,000-700×3-60×3/5=864⇒	30	90
	年間売上高1億円超5億円以下	90	3,000-700×3-90×3/5=846⇒	30	120
	年間売上高5億円超	150	3,000-700×3-150×3/5=810⇒	30	180